

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和6年8月19日（月曜日） 午後2時00分 ～ 午後2時30分

2 件名

被保険者証廃止に伴う花巻市国民健康保険被保険者証の対応について

3 議事録

（岩間総合政策部長）

ただいまから議員説明会を始めさせていただきます。

本日の説明会の案件は、被保険者証廃止に伴う花巻市国民健康保険被保険者証の対応についてということで、健康福祉部国保医療課よりご説明を申し上げます。

今井健康福祉部長。

（今井健康福祉部長）

それでは説明をさせていただきます。

本日、A3の資料を配付しておりますが、この資料に沿って説明をさせていただきます。

令和7年12月2日から国民健康保険の被保険者証が廃止され、健康保険証利用登録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に伴い、市として、被保険者の利便性の向上を図るため、令和6年10月以降に交付する被保険者証の有効期限を令和7年7月31日までといたします。

まず1点目として、現在交付している被保険者証等について説明をさせていただきます。被保険者全員に被保険者証を交付しており、カードサイズで医療機関窓口での自己負担割合の記載はございません。有効期限につきましては、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間となっております。

70歳から74歳の被保険者の方につきましては、高齢受給者証というものを交付しています。こちらははがきサイズで、所得によって医療機関の窓口負担が2割もしくは3割となるため、その割合を証明するために交付をしています。こちらの高齢受給者証につきましては、毎年8月更新となっており、有効期限が令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間のものを現在交付しています。

2点目、令和6年12月2日以降の被保険者証廃止に伴う変更点といたしまして、まずマイナ保険証をお持ちの方はこの後12月1日まで、それから12月2日以降もマイナ保険証として利用できます。

ただし、①マイナ保険証というところに記載しておりますが、マイナ保険証を読み取りできない医療機関等において確認するため、資格情報のお知らせというものを交付いたします。マイナ保険証とこの資格情報のお知らせを併せて提示することで、受診が可能となります。

マイナ保険証をお持ちでない方につきましては、令和6年12月1日までは通常の被保険者証を交付いたしますけれども、12月2日以降からは資格確認書というものを交付いたします。②資格確認書をご覧いただきたいのですが、この確認書につきましてはカード型と

なっており、医療機関等の自己負担の割合が記載となります。こちらについては原則申請が必要となっておりますが、当面の間は職権により交付ができるとされております。有効期間につきましては、5年以内で保険者が設定できることとなっております。

それでは右側をご覧いただきたいのですが、被保険者証の有効期間の変更についてです。現在国保に加入の方は、令和6年10月1日に一斉更新を迎えるのですが、この10月1日以降の被保険者証の有効期限を令和7年7月31日までとし、これまでよりも2か月間の短縮を考えております。

あわせて、資格確認書の有効期間は8月1日から7月31日までの1年間というサイクルを考えております。こちらの期間につきましては、県内全市町村が8月1日から7月31日に対応するものとして確認をしています。マイナ保険証をお持ちの方についても、通常の一斉更新と同様に保険証を交付いたします。

今回有効期限を変更するメリットとしましては、利便性が向上するということとなります。資格確認書には自己負担割合が記載となりますことから、70歳から74歳までの方は、被保険者証と高齢受給者証の二つの証を携行しなければならなかったのですが、資格確認書一つで医療機関の受診が可能となります。

また、通常通り被保険者証を9月30日までの期限とした場合、令和7年8月に高齢受給者証、また令和7年10月に資格確認書と2か月間の短期間で二つの証を交付することになり、混乱と証を切り替える煩雑が解消されると考えます。

なお、この変更につきまして、8月5日の週に医師会、歯科医師会、薬剤師会に説明し、ご意見を求めたのですが、ご了承いただいております。特に薬剤師会からは、これまで70歳以上の方は二つの証を確認していたのが一つに減るということで、事務負担の軽減にも繋がるという意見をいただきました。

以上の説明をスケジュールで落とし込んだのが、「変更のイメージ」となります。下の黒丸のところですが、被保険者証の有効期限到来前、今回の更新ですと令和7年7月31日前に資格確認書を郵送いたしますので、有効期限を短縮いたしましたとしても、医療機関の受診を妨げることはないと考えております。

4点目、その他として、関係例規の整備といたしまして、被保険者証の有効期限について定める、花巻市国民健康保険条例施行規則を改正する予定としております。

また、周知についてですが、広報はなまき9月15日号、11月1日号に掲載、それ以降は随時掲載したいと考えております。市ホームページでは9月1日に掲載する予定となっております。10月1日からの保険証を送付する一斉更新時には、添付文書およびリーフレットを同封し、9月中旬に発送する予定としております。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

(岩間総合政策部長)

健康福祉部からの説明は以上となります。内容について質問等ございましたら挙手のうえ、発言をお願いいたします。

照井明子議員。

(照井明子議員)

マイナ保険証の場合に交付する資格情報のお知らせ、これが新たな情報だなというふう
に思っております。そうするとマイナ保険証をお持ちの方は、この2枚はセットで必ずお
持ちになって医療機関に行かなければならないということでしょうか。

(岩間総合政策部長)

今井健康福祉部長。

(今井健康福祉部長)

マイナ保険証だけで使えればいいのですが、たまに読み取りエラーとかそういうことも
ございますので、基本は両方お持ちいただいた方がよろしいかと思えます。

※8/27照井明子議員に補足説明

マイナ保険証を利用できない場合の対応方法として、「資格情報のお知らせ」以外に
も「スマートフォンによるマイナポータル資格情報画面」の提示により受診できる旨
が国から示されているため、必ずしも「資格情報のお知らせ」を携帯する必要がないこ
とを説明。

(岩間総合政策部長)

照井明子議員。

(照井明子議員)

そうなんです。トラブルがやはりなくなっておりません。

病院に行かれて、そして10割負担をせざるを得ないとか、そういうことはあってはなら
ないというふうに思いますので、これは大変重要なポイントだと思っております。これに
ついては、マイナ保険証をお持ちの方に十分に理解していただけるように、この2つをお
持ちくださいということがいいと思います。これまでの健康保険証なくなるわけですから。

それから2点目ですけれども、資格確認書についてでございます。これは職権でもって
これまで通り私達の手元に届くということで、ただ有効期間が定められるということなの
ですが、それによる支障はないということで、確認いたします。有効期限が5年以内で保
険者が設定すると示されておりますが、花巻市においては、これまで通り1年間の有効期
限としたということになりますけれども、1年間とした理由についてお願いいたします。

(岩間総合政策部長)

今井健康福祉部長。

(今井健康福祉部長)

お答えいたします。今回これまでの被保険者証と高齢受給者証を一体化しますが、高齢
受給者証の方は所得の確認が必要になりますので、8月としています。所得の確認は毎年
行いますので、それに合わせて1年間とさせていただきます。

(岩間総合政策部長)

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

まず前提としてこの機会に確認しておきたいわけですが、まずマイナンバーカードの取得者数と割合、近々で結構でございます。

それから、もう1点は国保の加入者数、まずこの点についてお聞かせください。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

お答えいたします。令和6年6月30日現在、70,661枚が交付枚数、人口に対して76.5%に交付しているという状況です。それからマイナ保険証登録状況は、国民健康保険の加入者数が、最新の状況である6月時点の加入者数16,508人に対しまして、マイナンバーの登録をされている方は、10,310人、割合にしますと62.45%となっております。

(岩間総合政策部長)

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

62.45%の方がいわゆる紐付けしているというふうにお聞きしましたが、それでは実際に診療機関あるいは薬局等でこのマイナ保険証を活用しているという方がいくらあるか、調べておられるのでしょうか。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

マイナ保険証の利用率という割合になりますと、16.01%となります。

(岩間総合政策部長)

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

先ほどお話あったこの有効期間が5年以内ということですが、資格確認書の有効期間はおそらく1年じゃないかと思うのですが、それを5年間更新していくということでしょうか。国の方針でこうなっているのだと思いますが、その点もお伺いさせていただきます。

(岩間総合政策部長)

今井健康福祉部長。

(今井健康福祉部長)

お答えします。有効期限5年以内とあるのは、あくまでも国が示しているのは最長で5年という設定を示しているのですが、市としては、1年更新ということで考えております。

(岩間総合政策部長)

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

そうしますと、先々5年間はこの資格確認証の発行を考えていると、こういうことではないのでしょうか。

(岩間総合政策部長)

今井健康福祉部長。

(今井健康福祉部長)

いつまで資格確認書を交付するかということにつきましては、実際まだ国から示されていないところでございますので、情報が無いという状況でございます。

(櫻井肇議員)

この前、6か所で議会と市民の懇談会に参加したのですが、何か所かから意見が出てきました。やはり、非常に不安が強いということで。ですから、ここが問題だと思います。1年間はいいですという、当面はいいですというお話はいたしました、市民の方には。その後はわからないのですよね。ですから、これが非常に不安だということですよ。

それでこの資格確認書の発行する経費、これは市が持ちますか、国の負担でしょうか。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

資格確認書を印刷する経費ということでよろしいでしょうか。それは市の負担となっております。

(岩間総合政策部長)

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

この資格確認書というものを発行するというのであれば、国で今まで通りの保険証を発行して、新しい負担を市に押し付けることなくやるということが普通に考えられることなのですけどね。

もう一つ資格確認書についてですが、交付には原則申請が必要というふうにございます。資格確認書が原則申請ということになりますと、ちょっと申請しないでしまったという人が出るのが心配なのですが、この当面の間は一応職権により交付するというので、この当面の間っていうのは、いつまでですか。

(岩間総合政策部長)

今井健康福祉部長。

(今井健康福祉部長)

お答えいたします。当面についてもまだ国から具体的に示されておりませんので、職権で交付できる間、職権交付していきたいと思えます。

(岩間総合政策部長)

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

最後であります、一言申し上げたいのは、あくまでもマイナンバーカード制度が出発したのは任意だったはずですよ。ところが、これに保険証を紐付けたり、自動車免許証まで紐付けると。これでは、大変になるということです。折につけこういう問題は、国の方できちんと自治体が窓口といいますか、一致してこれをやめると、こういうふうに迫っていただきたいなど申し上げて終わります。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか。

及川恒雄議員。

(及川恒雄議員)

説明ありがとうございます。一点確認ですけれども、税の滞納者に対して短期保険証を出していると思うのですが、その方々に対して不利益はないですねという確認でした。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

保険証の廃止に伴いまして、短期証も12月2日以降は廃止になるというふうにございます。

先ほど部長からも話がありましたけれども、10月1日が最後の保険証の発行となっておりますので、10月から3月31日までの保険証を今回送付し、これが最後となります。その後の対応につきましてですが、新たな仕組みにつきましては国の方で詳細を詰めているということで、まだ示されておりませんので、国から情報が入りましたら、検討してまいり

たいと考えております。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか。

それではご質問がないようでございますので、これもちまして本日の説明については終了をさせていただきます。

ありがとうございました。